

御杖村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

御杖村消防団員等公務災害補償条例(昭和41年御杖村条例第17号)の一部を次のように改正する。

第1条中「および」を「及び」に改める。

第2条中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第5条第2項第2号本文中「8,800円」を「9,100円」に改める。

第12条第1項第1号中「または」を「又は」に改める。

別表中

「

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	12,400円	13,300円	14,200円
分団長及び副分団長	10,600円	11,500円	12,470円
部長、班長及び団員	8,800円	9,700円	10,740円

」

を

「

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	12,500円	13,350円	14,200円
分団長及び副分団長	10,800円	11,650円	12,500円
部長、班長及び団員	9,100円	9,950円	10,800円

」

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の御杖村消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた御杖村消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。